

計画の体系・計画事業とその考え方

## 第3章 計画の体系

### 1 計画の体系

大項目（目標）	中項目（施策の方向性）	小項目（施策）
I あらゆる人の人権 とその多様性を尊 重する意識の形成 と取組の推進	1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進	(1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進
		(2) 生涯学習における学びの機会提供の推進
		(3) 【新規】理工系分野で活躍する女性の人材育成
	2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進	(1) ジェンダー平等の実現に向けた啓発の充実
		(2) あらゆる機会を活用した広報
	3 【新規】性自認及び性的指向に対する理解促進	(1) 【新規】多様な性に関する理解促進
		(2) 【新規】区職員・教職員への啓発
4 政策・方針決定過程における男女平等参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	
5 地域社会における男女平等参画促進	(1) 地域活動への参画のための活動支援	
	(2) 男女平等センターを拠点とした推進	
6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進	(1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応	
	(2) 防災に関する活動等への女性の参画推進	
II あらゆる人の職業 生活における活躍 の推進 【女性活躍 推進計画】	1 生活の場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 【新規】男性が家事・育児・介護に主体的に関わる取組の推進
		(2) 子育てへの支援
		(3) 保育環境の充実
		(4) 介護者等への支援
	2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進	(1) 働きやすい職場環境の整備・支援
		(2) 女性の就労・再就職、起業等への支援
(3) 多様で柔軟な働き方の支援		

大項目（目標）	中項目（施策の方向性）	小項目（施策）
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	1 配偶者等からの暴力の根絶と支援 【配偶者等暴力防止基本計画】	(1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発
		(2) 早期発見と相談体制の充実
		(3) 被害者の保護から自立・生活再建までを支援する体制の整備
		(4) 【新規】児童等への虐待の防止と支援
	2 あらゆる暴力の根絶	(1) 【新規】子ども・若年層に対する暴力の根絶に向けた対応
		(2) 様々なハラスメントや暴力の防止・対応
		(3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応
	3 生涯を通じた健康支援	(1) 性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及・啓発
		(2) 保健指導・健康診査の充実
	4 人権の尊重と自立への支援	(1) 啓発・相談機能の充実
		(2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備

Ⅳ 推進体制の整備	1 庁内等推進体制の整備・充実	(1) 文京区男女平等参画推進条例の推進
		(2) 計画の推進と評価体制の確立
		(3) 区職員への意識啓発及び人材育成
		(4) 苦情申立制度の運用
	2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携	(1) 国際社会の取組との連携
		(2) 国連持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）、女性のエンパワーメント原則（WEPS）の周知・推進
		(3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化

## 2 施策の方向性に対する目標と成果指標

### I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進	【新】学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	R 2年度 50.0%	R 8年度 までに 70.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	【新】社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	R 2年度 13.4%	R 8年度 までに 30.8%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	理工チャレンジへ「先輩からのメッセージ」登録	R 2年度 まで 7件	R 8年度 までに 15件	
2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進	『男は仕事、女は家庭』という考え方に対し、「そう思わない」人の割合	R 2年度 63.9%	R 8年度 までに 75.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	男女平等参画社会を支えるためのセミナー等の開催回数	R 2年度 まで 66回	R 8年度 までに 70回	
3 性自認及び性的指向に対する理解促進	【新】「SOGI」「LGBT」の認知度	R 2年度 SOGI/ 21.5% LGBT/ 70.6%	R 8年度 までに SOGI/ 40.0% LGBT/ 90.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
4 政策・方針決定過程における男女平等参画	審議会の男女比	R 2年度 男性 68.2% 女性 31.8%	R 8年度 までに 男女いずれかの性が4割未満とならないこと	

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
5 地域社会における男女平等参画	男女平等センターの認知度	R 2年度 34.9%	R 8年度 までに 60.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	町会や自治会の活動に参加したと回答する人の割合	R 2年度 男性 14.3% 女性 13.4%	R 8年度 までに 男性 30.0% 女性 30.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進	文京区防災会議における女性委員の割合	R 2年度 13.5%	R 8年度 までに 20.0%	
	【新】文京区防災士認証登録支援助成金を活用し、防災士認証登録を受けた者の女性の割合	R 2年度 8.9%	R 8年度 までに 15%	

## II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
1 生活の場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	中学生等向け介護啓発冊子の配付人数	H29~R 2年度 6,052人	R 8年度 までに 計 10,000人	「文の京」総合戦略
	家庭における役割分担(炊事・洗濯・掃除などの家事)	R 2年度 34.0%	R 8年度 までに 50.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	保育所待機児童数	R 3年4月1日時点: 1人	R 4年度 までに0人	まち・ひと・しごと創生総合戦略 ※31年度までに0人
	子どもの学校行事への参加(主に自分が行っているとの回答)	R 2年度 男性 8.1%	R 8年度 までに 50.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進	【新】創業入門サロンへの参加者のうち、『起業への関心が高まった』と回答した割合	R 2年度 46.7%	R 4年度 までに 70%	文京区創業支援等事業計画

### Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
1 配偶者等からの暴力の根絶と支援 【配偶者等暴力防止基本計画】	ドメスティック・バイオレンスに関する研修や講習会の回数	R 2年度 16回	R 8年度 までに 計30回	
	【新】配偶者、パートナー等からの暴力についての公的な相談機関として、相談先を知らない人の割合	R 2年度 26.7%	R 8年度 までに 10%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	【新】社会における人権問題の対応状況 ・児童虐待に関する防止策	R 2年度 11.9%	『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合 R 8年度 までに 30%	文京区男女平等参画に関する区民調査
2 あらゆる暴力の根絶	【新】社会における人権問題の対応状況について支援や防止対策がされていると思う人の割合 ・ストーカー被害や性被害に遭わないための防止策	R 2年度 10.5%	『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合 R 8年度 までに 30%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	【新】社会における人権問題の対応状況 ・インターネット上での誹謗中傷の書き込み等の対策	R 2年度 6.9%	『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合 R 8年度 までに 15%	文京区男女平等参画に関する区民調査

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
3 生涯を通じた健康支援	妊娠中に保健師等と面接する妊婦の割合	R 2年度 93.4%	R 8年度 までに 88.0%	保健医療計画 ※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」数値に転入者数追加 ※R2年度は新型コロナウイルス対策として、育児パッケージ追加配布により面接率が上昇したと推測。令和元年度までの面接率から目標値を設定
	子宮がん検診受診率	R 2年度 22.3%	R 5年度 までに 32.4%	保健医療計画
	乳がん検診受診率	R 2年度 20.9%	R 5年度 までに 29.5%	保健医療計画
4 人権の尊重と自立への支援	【新】男女平等センター相談室の相談件数	R 2年度 799件	R 8年度 1,000件	

#### IV 推進体制の整備

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
1 庁内等推進体制の整備・充実	男性職員の連続5日以上の育児参加休暇等取得率	R 2年度 80.0%	100%	特定事業主行動計画 ※文京区職員子育て支援プログラム～文京区特定事業主行動計画～を令和2年4月に改訂した
	【新】出産協力休暇7日間の休暇取得率	R 2年度 66.7%	100%	
	【新規】係長級以上の女性の行政系職員（福祉職を除く。）の割合	R 3年度 29.7%	令和7年度 までに 40%	特定事業主行動計画 ※文京区における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画を令和3年4月に改訂した
	文京区男女平等参画推進条例の認知度	R 2年度 31.5%	R 8年度 までに 50.0%以上	文京区男女平等参画に関する区民調査
	男女平等推進委員連絡会の参加者数	R 2年度 まで 276人	R 8年度 までに 延400人	区民調査及び催事等におけるアンケート調査

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
2 国際社会と国内 の取組の積極的 理解・連携	女子差別撤廃条約の認知 度	R 2年度 61.2%	R 8年度 までに 70%以上	文京区男女平 等参画に関す る区民調査
	文京区女性のエンパワ ーメント原則推進登録事業 所数	R 2年度 まで 6事業所	R 8年度 までに 40事業所	

## 第4章 計画事業とその考え方

### I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

あらゆる人の人権とその多様性を尊重できる社会を実現するためには、一人一人がジェンダー平等について意識を高めていく必要があります。

これまでも男女平等意識の形成に取り組んできましたが、人々の意識や習慣というのは個人から集団、さらに様々な状況の中で多層的に折り重なっているものであり、あらゆる視点から時間をかけて向き合っていく必要があります。また、固定的な性別役割の意識等の無意識の偏見と思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない意識啓発や教育が必要です。

子どもから大人まで、生涯にわたる教育・学習を通じて、一人一人の違いや多様な生き方を尊重し、性別にかかわらず、全ての人がある個性と能力を発揮していける社会を目指していきます。

#### 1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進

##### ○社会全体に対する平等感・学校教育現場における平等感は、全国と比べて低い

社会の様々な場面を全体的にみたときに、女性と男性が「平等」と感じている人は1割強となっています。この割合は、平成27年度に実施した「文京区男女平等参画に関する区民調査」（以下「前回調査」という。）の割合とほとんど変化はなく、内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年実施）」（以下「全国世論調査」という。）の2割強よりも低いことから、社会全体に対する平等感は高くない傾向にあることが分かります。（問6・ク）

また、学校教育現場において、「平等」と感じている人は5割で、全国世論調査の6割強よりも10ポイント以上低くなっています。（問6・ウ）

##### ○「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人が、増えている

「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」する人は約8割であり、前回調査の7割強よりも増えています。また、全国世論調査の約6割よりも高く、従前から定着していた社会通念が変わりつつあることが分かります。（問4・カ）



○男女平等参画社会の実現に向けて学校における男女平等教育の推進が、最も必要  
男女平等参画社会を実現するために区が力を入れるべきこと上位1位は、「学校  
における男女平等教育の推進」となっており、子どもの頃からの男女平等教育が求め  
られています。(問35)

○教育現場等では日常的に男女の区別なく能力を生かせるような配慮が必要  
教育現場等において男女平等参画を推進するために力を入れるべきことは、「日常  
の保育、生活指導や進路指導において、子どもが男女の区別なく能力を生かせるよ  
うに配慮する」が6割半ばと最も高く、次いで「子どもの成長と発達に応じた性教育を  
行う」が4割強となっています。

「子どもの成長と発達に応じた性教育を行う」について男女・年代別にみると、女  
性10～30歳代が約5割と全体(4割強)と比べて高くなっており、若い女性が性教育  
を重視していることが分かります。(問5)

### (1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進

人間形成に関わる幼少期の頃から、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を尊  
重した学習や進路選択をすることができるように取り組みます。

また、発達段階に応じた性に対する知識を深めることにより、自己や他者を尊重し、  
望ましい人間関係を築くことができる力を育みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
1	性別に関わらない名簿の作成	男女の性別の並びではなく、混合の五十音順の名簿を維持継続する。	教育指導課
2	学習指導の充実	各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習の時間を通じて横断的に、人権尊重と男女の本質的平等に立った学習・実習活動が展開されるよう教材や指導内容・方法を充実する。	教育指導課
3	生徒指導の充実	男女平等の視点に立った生徒指導を充実する。児童生徒の状況等に応じた生活指導を行うとともに、性別によらない職業観を醸成し、個々の能力と適性に応じた進路指導を充実する。	教育指導課
4	女子生徒・学生のSTEM教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジへの協力や、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	総務課／教育指導課／教育センター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
5	性に関する知識の普及と充実	発達段階に応じた性教育（性被害、性自認・性的指向を含む。）を実践することにより、直面する性に関する様々な事柄に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導する。	教育指導課

## （２）生涯学習における学びの機会提供の推進

ジェンダー平等や人権尊重に関する正しい知識を身に付ける学びの機会を提供するために、各種講座等を開催します。特に働く世代や子育て世代に対しては、講座の開催日時や保育等の配慮をするなど、学習への参加を促すとともに、男女平等参画に関連する情報提供を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
6	学習の機会の充実	各種講座等を利用しやすい曜日や時間帯に開催する。 子育て中の保護者が積極的に講座等へ参加できるよう一時保育の提供やオンライン等の活用など工夫する。 講座等のカリキュラムに男女平等参画に関する課題を取り上げ、男女平等学習を充実する。	関係課
7	図書館における関連情報の充実	男女平等参画に関連する書籍・資料等を広く収集・整理して提供する。	真砂中央図書館

## （３）【新規】理工系分野で活躍する女性の人材育成

科学技術・学術活動の活性化には、多様な視点や発想を取り入れることが不可欠であり、女性研究者・技術者の活躍が期待されています。理系分野に対する興味や関心、理解を向上させる取組を推進することにより、次世代を担う女性の人材育成へとつなげていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 4	女子生徒・学生のSTEM教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジへの協力や、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	総務課／教育指導課／教育センター
再掲 16	男女平等センターにおける学習機会提供の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課

## 2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進

現行計画 P.27 男は家庭という考え方に共感する

### (1) ジェンダー平等の実現に向けた啓発の充実

男女平等センターにおける啓発や情報提供等の各種事業を充実するとともに、教育機関や地域との連携を図りながらジェンダー平等に対する意識の醸成を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
8	男女平等センター資料コーナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し、提供する。	総務課
9	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発紙の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課
10	アウェアネスリボンを通じた啓発事業の実施	アウェアネスリボンによる啓発活動を通じ、NPO や NGO などの地域団体と、区役所の各担当課との横断的な連携を深めた周知啓発活動を行う。	総務課／子ども家庭支援センター／健康推進課／予防対策課
11	教職員・保育園職員等への啓発	年少期の子どもたちの人格形成に関わる幼稚園・小中学校の教職員、保育園職員、児童館・育成室職員に対し、性別にとらわれない教育や生活指導・援助を行うため、男女平等教育についての意識や指導力を高める研修を実施する。	総務課／職員課／幼児保育課／教育指導課／児童青少年課／教育センター
12	学齢期の保護者等への意識啓発	家庭教育講座や各種の事業等を通じて、幼稚園・小中学校のPTA等の保護者や青少年委員、学校等にジェンダー平等や多様性を尊重する意識啓発の機会を設ける。	教育総務課
13	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。	関係課
15	メディア・リテラシーの育成	学校教育や生涯学習の場を通じて、人権尊重や男女平等の視点に立ち、情報	総務課／教育指導課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
		を主体的に読み解き、自ら発信する力を育成する講座等を実施する。 また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の適切な利用方法などの啓発を行う。	
16	男女平等センターにおける学習機会提供の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課

## (2) あらゆる機会を活用した広報

区民や事業者等に対して、男女平等参画に関する取組や理解を広く発信するために、区報をはじめホームページなどを通じて情報を提供していきます。また、区民意識調査については、計画の趣旨や取組を伝える機会とも捉え、実施していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
14	広報活動の充実	区民等に必要な情報が必要な時に行き渡るよう、区報をはじめホームページ、ケーブルテレビ等で情報を発信するとともに、男女平等参画に関する情報も提供する。	広報課／総務課
18	男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成	文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深め、計画の実現に向け推進していく、男女平等参画推進計画推進状況報告書を作成する。	総務課
19	区民意識調査の実施	計画改定などの機会を捉え、男女平等参画に関する意識及び生活実態等の変化を明らかにするための調査を行う。	総務課

### 3 【新規】性自認及び性的指向に対する理解促進

#### ○LGBT（性的マイノリティ）の認知度が向上している

LGBT（性的マイノリティ）の認知度は高く、70.6%の人が「内容を知っている」と回答しており、前回調査から52.0ポイント増えていることから、社会的な認知度は高まっています。（問7）

#### ○身近な人からのLGBTQ等のカミングアウト時に対応に困るのは、女性よりも男性が多い

身近な人からLGBTQ等であることを打ち明けられた場合に、これまでと変わりなく接することができるかとの問いに対して、6割強の人が「できそう」と回答しています。男女別で見ると、「できないかもしれない」と「分からない」の合計は、女性よりも男性の方が高くなっています。（問29）

「できないかもしれない」、「分からない」と回答した理由は、「初めてのことで、どう対応してよいか分からない」、「なにげない言葉で傷つけてしまうのが怖い」、「認めるべきだと思うが、気持ちがついていかない」といった回答が多く、認識・理解不足が課題となっています。性的指向や性自認に関する正しい知識と理解の促進が必要であることが分かります。（問29-1）

#### LGBTとLGBTQの説明

##### （1）【新規】多様な性に関する理解促進

性自認及び性的指向が多様であることを知り、誰もが自らの性を尊重するとともに、LGBTQ等当事者に対する理解を広めていくことによって、偏見や差別を無くしていく取組を推進していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
102	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。 性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。	総務課
新規	パートナーシップの宣誓制度に関する取組	パートナーシップの宣誓制度について区民や関係機関に制度内容を周知し、多様な性に関する理解促進を図る。	総務課

##### （2）【新規】区職員・教職員への啓発

人権を尊重する社会の実現に向け、区民や児童・生徒、職場における対応等あらゆる

場面において、「性自認および性的指向に関する対応指針」に沿って行動することができるよう区職員・教職員に啓発していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
17	区職員、教職員等への性自認及び性的指向に関する啓発	区職員、教職員が性自認及び性的指向に関する知識を深め、より良い公共サービスの提供や、地域社会づくりに生かすために、研修等で啓発を行う。	総務課／職員課／教育指導課／教育センター／全課

#### 4 政策・方針決定過程における男女平等参画

○政策や方針決定への参画における平等感は、全国と比べて同程度

政策や方針決定の参加において、「平等」と感じている人は1割半ば（14.3%）で、全国世論調査（14.4%）とほぼ同じとなっています。（問6・オ）

○政策決定過程へ女性の進出が進まない原因は、男性の優位性と根強い性別役割意識

「女性の意見が行政に反映されていない」と感じている割合は前回調査から微増しており、反映されていない理由としては「女性議員が少ない」という回答が多く、前回調査から19.8ポイント増加しています。政策決定過程へ女性の進出が進まない原因は、「男性優位に組織が運営されていること」、「家庭・職場・地域において性別役割の意識が強いこと」等、根強い社会通念・しきたり・慣習が強く影響しており、社会全体で意識改革を進めることが必要です。（問19、問19-1、問20）

#### 現行計画P49 参画率等の推移表

##### （1）政策・方針決定過程への女性の参画促進

様々な分野において広聴活動や区民参画制度を充実することにより、政策・方針決定過程への男女平等参画を促進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
64	参画のための学習機会の充実	区民等の自主的な学習活動を支援するとともに、区政への理解を深めてもらい、区民参画型の区政を推進するきっかけとするため、区職員が出向き講義する「文京お届け講座」を実施する。	アカデミー推進課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
65	広聴活動の充実とパブリックコメントの実施	区民等がそれぞれのライフスタイルに合った方法で、区政に対する意見・要望等を寄せられるよう、来庁、電話、手紙、メール、広聴はがき等により、広く「区民の声」を聴取する体制を整え、政策・方針決定の参考とする。	広報課／関係課
66	委員会・審議会等への区民参画制度の充実	委員の公募枠を拡大することにより、広く区民の意見を反映させる。	関係課
67	委員会・審議会等への男女平等参画の推進	女性委員の参画状況を継続的に調査し、結果を周知する。委員の改選時期をとらえ審議機関の目的・性格に応じて女性を積極的に登用し、女性委員のいない審議会等はその状況を解消する。	総務課／関係課

## 5 地域社会における男女平等参画

### ○地域活動・社会活動における平等感は、全国と比べて低い

地域活動・社会活動において、「平等」と感じている人は約2割半ばで、全国世論調査（5割弱）よりも20ポイント以上低くなっています。（問6・エ）

### ○「町会や自治会の活動」への参加状況において、性別の違いはほとんどない

この1年間に何かしらの地域活動や社会活動に参加した人の割合をみると、3割半ばとなっており、前回調査（5割強）よりも低くなっています。ただし、前回から設問の文言を変更している点と、新型コロナウイルス感染症の影響により参加機会が減少した可能性がある点は留意すべきです。

「町会や自治会の活動」に参加した人の割合を男女別にみると、男性が1割半ば、女性が1割強であり、ほぼ同じ割合となっています。（問16）

### ○地域活動における女性リーダーを増やすためには、活動時間帯の工夫が必要

地域活動における女性リーダーを増やすために必要なことは、「様々な人が参加しやすいよう、活動時間帯を工夫する」が5割弱と最も高く、男女別にみると、女性（5割半ば）の方が男性（4割半ば）よりも10ポイント以上高くなっています。このことから、家事、育児、介護、仕事などを抱えた様々な女性が参加しやすい工夫が求められていることがうかがえます。（問21）

### ○「文京区男女平等センター」の認知度は、前回調査時よりも低い

「文京区男女平等センター」の認知度は、今回調査が3割半ばとなっており、前回調査（約4割）よりも低くなっています。また、女性50歳以上では1割台の人が利用していますが、それ以外の男女・年代は1割未満にとどまっています。（問34）

### 現行計画P39 1年間参画した地域活動

#### （1）地域活動への参画のための活動支援

地域活動団体への意識啓発や活動支援を行います。また、地域の多様化する課題やニーズに柔軟に対応するためにも、幅広い年代において男女が偏ることなく地域活動の決定過程に参画することを促していきます。



事業番号	事業名	事業概要	所管課
37	地域における相互援助活動への支援	地域において、相互援助活動をする団体を支援する。(ファミリーサポートセンター事業、いきいきサービス事業、ホームヘルプサービス等)	関係課
38	地域活動団体への活動支援	各種団体の地域活動への参画について支援する。	関係課
39	ボランティア・地域活動参加への支援	ボランティア・地域活動に関する情報を収集して提供するとともに、相談に応じ、区民の活動への参加を支援する。	関係課
再掲 13	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。	関係課
再掲 108	地域における防災活動の推進	企業や大学、町会等と連携した災害対策や災害訓練等の活動主体に、更なる女性参画を促す。	総務課／防災課

## (2) 男女平等センターを拠点とした推進

男女平等参画の推進及び活動の拠点施設である男女平等センターにおいて、学習の機会を提供するとともに、男女平等参画に資する団体活動の支援を行い、地域における男女平等参画を推進します。

**相談事業についての記述を追加**

**現行計画 P.40 男女平等センターを利用したことがある**

事業番号	事業名	事業概要	所管課
40	男女平等センターにおける団体活動の支援	男女平等参画に関わる団体に、必要な情報や活動の場を提供する。	総務課
41	男女平等センターにおける相談事業の充実	パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、専門のカウンセラーによる相談を行う。	総務課
42	文京区女性団体連絡会活動への支援	指定管理者として男女平等センターの管理運営に携わる文京区女性団体連絡会を協働・協治の視点から支援する。	総務課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
43	各種団体の相互交流の促進	男女平等参画社会の実現に資する団体の相互交流や連携を深めるため、団体の活動状況等の情報を収集し、提供する。	総務課
再掲 8	男女平等センター資料コーナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し、提供する。	総務課
再掲 16	男女平等センターにおける学習機会提供の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
新規	男女平等センターの周知	男女平等参画の拠点施設として周知を図るとともに、若い世代も気軽に立ち寄れるような工夫を行う。	総務課

## 6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進

○性別にかかわらず地域の防災リーダーを育成することが重要

「災害対応や復興において性別の違いへの配慮など様々な視点で対応できるよう、性別にかかわらず地域の防災リーダーを育成する」ことが重要であると挙げられています。こちらの回答は、前回調査から19.2ポイント増加しており、昨今の災害発生の状況を踏まえ、様々な視点による防災対応への取組を早急に進めていくことが重要です。(問18)

### 現行計画 P.64 防災対応で重要なこと

#### (1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応

災害発生時には、特に女性や子どもなどが多くの影響を受けることが指摘されていることから、文京区では、地域防災計画に「妊産婦・乳児救護所」「女性・子どもの二次的な避難所」としての男女平等センターの活用などを位置付けています。

災害時における男女平等参画の視点と、女性の防災視点を融合した、防災計画や災害対策の運営を行うため、平常時から女性の地域活動への参画や視点を取り入れた活動を促進していきます。また、災害対応時には、LGBTQ等当事者など様々な視点を考慮することが求められます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
104	災害時における妊産婦・乳児救護所の開設	地域防災計画において、災害時に妊産婦や乳児が避難する専用の妊産婦・乳児救護所の設置を行う。	防災課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
105	救護所の開設訓練を通じた関係機関との連携	救護所の連携先である区内大学や病院、助産師会など多様な関係機関と有機的な連携体制を継続的に構築する。	防災課
106	女性・子どもの二次的な避難所の開設	防災計画における災害時の二次的な避難所の継続的な運営整備をする。 (幼児避難所：区立幼稚園、児童館、女性・子どもの避難所：男女平等センター)	防災課
107	避難所運営における女性への配慮	女性の視点に配慮した避難所運営を推進するため、専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場等の設置とともに、女性の声が届きやすい環境づくりを行う。	防災課

## (2) 防災に関する活動等への女性の参画推進

平常時の備えから初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、若年層を含む女性への適切な対応が求められています。そのため、災害対応に関する知識の普及や防災士資格取得者の養成、地域の防災を担う女性リーダーの育成に向けて取り組んでいきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
108	地域における防災活動の推進	企業や大学、町会等と連携した災害対策や災害訓練等の活動主体に、更なる女性参画を促す。	総務課／防災課

## Ⅱ あらゆる人の職業生活における活躍の推進 【女性活躍推進計画】

平成 28 年に施行された「女性活躍推進法」は、令和元年に改正され、女性活躍に関する民間事業主の情報公表の義務が強化されました。このように、社会における女性活躍への取組や機運が高まるとともに、ワーク・ライフ・バランスへの理解が進むなど、働くことに対する個人や企業の在り方について変革が求められています。

しかしながら、社会のあらゆる分野において男性の方が優遇されていると感じる人は多く、仕事と家庭生活、個人の生活のバランスについて、希望と現実の差も依然として大きくなっています。

単身世帯や共働き世帯の増加など家庭の在り方が変化する中で、これまでのように仕事優先の働き方を求めるのではなく、家事や育児、介護など多様な事情や背景を持った人が働き続け、活躍することができるように環境を整備していく必要があります。

### 1 生活の場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

#### ○家庭生活における平等感は、全国と比べて低い

家庭生活において、「平等」と感じている人は3割弱で、全国世論調査の4割半ばよりも低く、家庭生活における平等感は低い傾向にあることが分かります。(問6・ア)

#### ○家事を自分の役割とする男性は、女性の半分以下

家庭における役割分担のうち、「炊事・洗濯・掃除などの家事」を「主に自分」の役割と回答する女性(8割弱)は男性(3割半ば)の2倍以上となっています。(問1・ア)

#### ○「子どもの学校行事への参加」を自分の役割と捉える男性は少ない

家庭における役割分担のうち、「子どもの学校行事への参加」を「主に自分」の役割(「行っていない」と「無回答」を除く)と回答する男性(1割弱)は、女性(約7割)と比べて大幅に低くなっています。(問1・エ)

#### ○新型コロナウイルス感染症の影響による家事の負担感は、女性の方が男性よりも強い

新型コロナウイルス感染拡大以降の家事の量の変化は、「変化なし」(5割強)が最も高くなっています。男女別に「増えた」と回答した人の割合をみると、女性(約4割)の方が男性(3割半ば)より高くなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により家事が増えたことの負担感を男女別にみると、「負担を感じる」と回答した人の割合は女性（約6割）の方が男性（3割強）よりも約2倍高く、男性よりも女性に負担がかかっていることがうかがえます。（問3、問3-2）

○仕事・家庭生活・個人生活の優先度における希望と現実に、ギャップがある

生活の中での優先度として、性別を問わず、希望では「仕事と家庭生活と個人の生活をともに優先」が最も高くなっています。一方、現実（現状）では、「仕事を優先」が最も高く、希望と現実との間に大きな乖離があることがうかがえます。（問12）

（1）【新規】男性が家事・育児・介護に主体的に関わる取組の推進

男女を問わず、社会生活の中で自己の能力を発揮し、活躍できるようにするためには、家庭生活の負担軽減も欠かすことができません。家事・育児・介護といった家庭生活における役割は依然として女性が担っていることが多い実情を踏まえ、性別に関係なく協力して取り組んでいく必要があること、特に男性が主体性をもって関わっていく意識改革が必要であることを発信していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
20	男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施	男性が家庭生活において家事・育児・介護などの家族としての役割を果たせるよう支援する事業を実施する。	総務課／幼児保育課／健康推進課／保健サービスセンター／真砂中央図書館
21	両親学級の開催	初めて子どもを持つ男女を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参加者相互の懇談を実施する。	保健サービスセンター
58	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発	ワーク・ライフ・バランスの啓発や情報提供を行い、区民が自分自身の働き方を見直す機会となるような講座等を実施する。	総務課

## (2) 子育てへの支援

区内保育園や子ども家庭支援センターなどと連携し、地域における子育ての支援を充実させることにより、専門的な知識や地域でのつながりを得ながら、安心して子育てができる環境整備を推進します。

現行計画 P.36 児童虐待等防止のために効果的だと思うこと

事業番号	事業名	事業概要	所管課
26	子育て情報提供の充実	子育てに係る各種サービスについて、分かりやすく情報提供する。	子育て支援課
27	一時保育事業	育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加、保護者の疾病など、多様な保育需要に対応するため、一時保育事業を実施する。	子育て支援課 ／幼児保育課
28	乳幼児及び義務教育就学児医療費の助成	乳幼児及び義務教育就学児に係る保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
29	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健康管理や疾病の早期発見等、育児に必要な健康診査及び保健指導を行う。また、生活環境や疾病構造の変化等にあわせ、アレルギー健診や発達健診等健康診査事業を実施する。	保健サービスセンター
30	文京区版ネウボラ事業	保健師・助産師等が産前・産後の健康や子育ての相談に応じるネウボラ相談、妊娠中の様々な不安の軽減を図る妊婦全数面接、宿泊型ショートステイ等産後ケア事業などを実施し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行う。	保健サービスセンター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
31	保育園の相談機能の充実	<p>区立保育園において、「乳幼児子育て相談」を実施する。また、各保育園が独自のメニューを設定し、子育てに関する相談や情報提供を行うことによって、親子が気軽に集い、子育て世帯の抱える悩みや不安、ストレスの軽減を図り、子育ての喜びを実感してもらうことを目指す「地域子育てステーション事業」を実施する。</p> <p>私立保育園においては、地域の子育て家庭に対して保育所等の生活を実体験する取組を実施している施設や、出産前後の親の体験学習を実施している施設に対し、補助金を支給し、当該事業を行うことで育児不安の軽減を図る。</p>	幼児保育課
32	子育て訪問支援券事業	<p>満2歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に、ベビーシッターサービスを一定の負担で利用できる「子育て訪問支援券」を交付する。</p>	子育て支援課
33	妊産婦・乳幼児を持つ保護者を支援する講座等の実施	<p>妊産婦や乳幼児の健康管理等の知識を普及啓発するため、母親学級、離乳食講習会、子育て支援講座、児童館における乳幼児とその保護者を対象とした活動等を実施する。</p>	総務課／保健サービスセンター／児童青少年課
34	区立幼稚園の預かり保育	<p>区立幼稚園における保育内容の充実を図るため、幼稚園の教育課程の開始前又は終了後及び長期休業中、区立幼稚園全園で実施する。</p>	学務課
35	子育てひろば事業	<p>保護者と就学前の乳幼児と一緒に安心して遊べる場を提供するとともに、親同士の情報交換や子育てに関する相談、子育て支援に関する講習等を実施するなど、保護者への支援を行う。</p>	子育て支援課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
36	親子ひろば事業	3歳未満の親子が楽しく遊びながら、情報交換や仲間づくりができる場を提供するとともに、支援員による子育てに関する助言や、子ども家庭支援センターのサポートなど必要な支援につなげる。	子ども家庭支援センター
再掲 21	両親学級の開催	初めて子どもを持つ男女を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参加者相互の懇談を実施する。	保健サービスセンター
新規 1	多胎児家庭サポーター事業利用料助成	満3歳未満の多胎乳幼児がいる家庭を対象に、ベビーシッターや家事支援、産後ドゥーラのサポートのサービスについて、利用料の一部を助成する。	子育て支援課
新規 2	ベビーシッター利用料助成	満2歳から満6歳になる年度の末日までの児童がいる家庭を対象に、ベビーシッターの派遣による保育サービスについて、保育利用料の一部を助成する。	子育て支援課

産後ドゥーラ・・・産前産後の女性の生活や育児を、母親の気持ちに寄り添ながらサポートする人

### (3) 保育環境の充実

育児をしながら家庭と仕事の両立を図るためには、保育サービスなどの支援が必要です。働きながら安心して子育てができるよう保育施設や制度の整備、適切な保育環境の充実を図ります。

現行計画 P. 43 家事を主に行っている人

P. 44 主要国の年齢階級別労働力率、文京区女性の年代別就業率

現行計画 P. 42 フルタイム就労者の就労状況

事業番号	事業名	事業概要	所管課
44	保育園情報の提供	仕事と家庭の調和を目指す支援として、保育事業における各園の情報提供を行う。	幼児保育課



事業番号	事業名	事業概要	所管課
45	保育園障害児保育	保育が必要な児童のうち、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく保育を実施する。	幼児保育課
46	区立幼稚園の認定こども園化	「文京区教育委員会教育指針」及び「文京区子育て支援計画」に基づき、校舎の改築・改修に合わせ整備する方針とし、その時々における保育所待機児童数や幼稚園の充足率等の状況、区内の地域バランス等について、総合的に考慮の上、個別に検討する。	幼児保育課／ 教育総務課／ 学務課／教育 指導課
47	地域型保育事業	保育を必要とする乳幼児を対象に、地域型保育事業として家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業を実施する。	幼児保育課
48	病児・病後児保育事業	病中又は病後回復期の児童を家庭で保育することが困難なときに医療機関等で一時的に預かるほか、ベビーシッターの派遣による訪問型の病児・病後児保育サービスについて、保育利用料の一部を助成する。	子育て支援課
50	育成室の整備	保護者の就労等により、放課後家庭で保育が受けられない児童に対し、放課後児童支援員が遊びと生活指導を通じて子どもの成長を支援する育成室を整備する。	児童青少年課
51	グループ保育室運営	幼稚園内のスペースに保育室を設置し、再任用保育士等により、保育の必要な乳児の保育を行う。	幼児保育課
52	ショートステイ事業・トワイライトステイ事業	保護者が病気や出産等により、緊急かつ一時的に子ども(生後60日目から小学生まで)を自宅で保育することが困難になった場合に、宿泊又は夜間の一時預かりを行う。	子育て支援課
再掲 100	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、ベビーシッターの派遣、移転費用等助成、文京すまいるプロジェクト(ひとり親世帯の入居を拒まない住宅の確保・あっせん)等、各種支援を実施する。	福祉政策課／ 子育て支援課

#### (4) 介護者等への支援

少子高齢化の進行や核家族、共働き世帯が増加し、社会全体で高齢者を介護する人を支援することが求められています。安心して介護と仕事を両立できる社会を目指し、家族や親族の介護は個人だけでなく社会で担う必要があることや、介護に関わる職業についての理解を深めるため、中学生向けの介護啓発冊子の配付を行います。

また、介護される者の自立を促し、介護者等の負担軽減を図り、社会参画を促進するためのサービスを充実します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
22	介護保険サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、介護保険制度の周知を図り、サービスを提供することにより、介護者の負担を軽減し、社会参画を促す。また、若年層への介護制度や取組などの周知啓発を行う。	介護保険課
23	介護保険外のサービスの充実	介護保険外のサービスを提供することにより、介護者の負担を軽減し、社会参画を促す。	高齢福祉課
24	障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等を提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	障害福祉課
25	障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスの充実	法外のサービスを提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	障害福祉課

## 2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進

### ○職場における平等感は、全国と比べて低い

職場において、「平等」と感じている人は約2割で、全国世論調査の約3割よりも10ポイント以上低くなっています。(問6・イ)

### ○ワーク・ライフ・バランスを推進するためには職場における育児休業等の理解が必要

ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこととしては、「育児・介護に関する社会的サポートの充実」の回答が多く、育児休業、介護休業等を取得しやすくするために必要なこととして、「職場に取得しやすい雰囲気があること」の回答が多いことから、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、育児・介護に関する社会的サポートの充実とともに、上司、同僚を含めた職場理解の推進が必要であることが分かります。(問13、14)

### ○仕事と家庭の両立に対して負担感を抱く女性は、半数以上である

女性が働き続けることに対する設問では、「女性が男性と対等に仕事をするのは良いことだ」と男性は7割、女性は6割半ばの人が肯定している一方で、「仕事と家庭の両立のために女性の負担が増えている」も高くなっており、特に5割以上の女性が負担を感じています。職場における女性に対する理解不足や家庭内での家事役割が、職場での女性の活躍を阻む要因になっていると考えられます。(問10)

### ○女性の管理職登用への支援策は、男性の働き方の見直しや相談体制・職場環境の充実が必要

女性の管理職登用への支援策としては、男性の働き方の見直し、上司や同僚等周囲の子育てへの理解、女性が働き続けていくことのできる相談体制の充実、育休等の取得が影響しない人事評価、育休等を取得しても働き続けられる体制の整備が求められています。

ワーク・ライフ・バランスの推進と同様に、職場の理解を深めるとともに、労働条件や職場環境、人事評価の方法等の改善を進めていくことが重要です。(問11)

### ○働きやすい職場環境をつくるためには、処遇や労働条件の見直しが重要

性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるために重要なこととしては、「性別による賃金格差を是正する」、「育休等を取っても人事評価に影響がないようにする」、「会社が従業員の状況を理解し、一人一人に応じた処遇や働き方を導入する」、「労働

時間の短縮などの労働条件を改善する」という回答の割合が高く、労働条件や職場環境、人事評価の方法等の改善を進めていくことが重要です。(問9)

### (1) 働きやすい職場環境の整備・支援

長時間労働の削減や多様な働き方を取り入れるなど、労働環境の見直しが必要になっています。雇用の場(募集・採用・配置・昇進等)における男女平等を確保し、労働条件を向上させるため、経営者に対するセミナー等を通して職場環境の整備を促進します。

また、男女がともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境が進むよう、ワーク・ライフ・バランスの実現をはじめとして事業者への働きかけと支援を行い、あらゆる機会を捉えて企業や労働者に対し、「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「女性活躍推進法」の周知を図ります。

現行計画 P.46 女性の管理職の登用などの、女性の参画を促すための支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
53	育児・介護休業制度の普及・啓発	区民・区内事業者へ、男女がともに取得できる育児・介護休業制度を普及させるとともに、啓発する。	総務課／経済課
54	労働相談やPR体制の充実	経営相談や中小企業支援員による訪問相談により、雇用・労働条件の男女平等の促進に関する資料やパンフレットを活用した支援を行う。	経済課
55	労働関係セミナーの実施	各労働行政機関と連携して、事業主及び労働者に対して労働法規関係のセミナーを実施する。	総務課／経済課
56	中小企業サポートブックの提供	経営相談や融資、創業支援や労働に関する相談など、中小企業向けに区が支援する内容を分かりやすく情報誌として提供する。	経済課
57	中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	区内の中小企業を対象に働き方の見直しやライフステージの変化など、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、セミナーの提供や融資を行う。	経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
114	区の契約に男女平等参画、女性活躍推進の視点を盛り込む仕組みの整備	区の契約仕様書及び指定管理者との協定書に、性別に起因する差別の解消に関して記載する。 また、文京区女性のエンパワーメント原則（WE P s）推進事業所を評価（加点）する項目を設けた総合評価落札方式を実施することにより、区内事業所等の男女平等参画を推進する。	総務課／契約管財課
再掲 125	文京区女性のエンパワーメント原則（WE P s）推進事業所の登録	UN Women と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワーメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	総務課／経済課
新規	各労働行政機関との連携	各労働行政機関と連携して、労働施策を推進するために、文京区内における雇用・労働問題に係る課題（男女の賃金格差解消等を含む。）や地域ニーズについて、意見交換及び協議を行う。	経済課

## （２）女性の就労・再就職、起業等への支援

就労・再就職等を希望する女性に対して、就労に関する情報提供、労働講座の開催、研修等への参加を促進する支援を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
59	女性の起業・就労に関する情報の提供	女性の就労の増加に対応するため、広範な就職情報が得られるよう、国・都の資料を活用し、公共職業安定所との連携により情報を提供する。	経済課
60	就労支援機関（ハローワーク飯田橋）との連携による就職面接会等の実施	女性の就労や再就職支援など、就労支援機関（ハローワーク飯田橋）と連携し、就職面接会などを実施する。	経済課
再掲 54	労働相談や PR 体制の充実	経営相談や中小企業支援員による訪問相談により、雇用・労働条件の男女平等の促進に関する資料やパンフレットを活用した支援を行う。	経済課
再掲 100	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、ベビーシッターの派遣、移転費用等助成、文京すまいるプロジェクト（ひとり親世帯の入居を拒まない住宅の確保・あっせん）等、各種支援を実施する。	福祉政策課／子育て支援課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
新規	創業者への支援	区内で創業を目指す方及び創業して間もない方を対象に、創業を支援するセミナーを開催するほか、受講者向けの個別相談会、交流会を行う。 文京区で創業しようとする場合又は区内で創業して1年未満の場合、必要な事業資金融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、文京区が融資をあっせんする。	経済課

### (3) 多様で柔軟な働き方の支援

性別を問わず非正規による雇用が増加している中、非正規雇用者の労働条件を改善・向上するためには事業者に対する啓発などの取組が必要です。

また、フリーランスや内職者など、雇用によらない多様な働き方においても安心して働くことができるよう労働環境の改善や法整備について必要な情報を発信していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 58	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発	ワーク・ライフ・バランスの啓発や情報提供を行い、区民が自分自身の働き方を見直す機会となるような講座等を実施する。	総務課
61	多様な働き方や法制度の情報提供・啓発	事業者に対し、各種相談や専門家派遣事業の補助、セミナーや広報誌等の発行により、女性活躍推進法や労働に関する各種法律の改正内容について、関係機関と連携して周知し、啓発を行う。	総務課／経済課
62	非正規雇用者及び雇用主に対する啓発の実施	非正規雇用者の労働条件を向上し、労働環境を整備するため、区内の非正規雇用者や雇用主に対して意識啓発をする。	経済課
63	内職あっせん相談業務の充実	内職者の労働条件を改善し、生活を安定させるため、家内労働法や内職あっせん相談業務を周知・徹底する。	経済課
再掲 56	中小企業サポートブックの提供	経営相談や融資、創業支援や労働に関する相談など、中小企業向けに区が支援する内容を分かりやすく情報誌として提供する。	経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 57	中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	区内の中小企業を対象に働き方の見直しやライフステージの変化など、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、セミナーの提供や融資を行う。	経済課

### Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

性別にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、性別等により差別的な取扱いを受けないこと、個人としてその能力を発揮する機会を確保されることなど、人権の尊重が求められています。配偶者等からの暴力や、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした様々なハラスメント行為、子どもや若年層に対する暴力等の防止・根絶に向けて、個別の支援強化を図るとともに全ての暴力を許さない社会づくりを目指していきます。

加えてこれらは、子どもや女性など弱者とされる方々が被害者となるケースが多く、社会的・経済的に不安定な状況において、打撃を受けやすいことも課題となっています。家庭内など外部からは発見されにくい場で起きていることも多いため、個人と支援を結び付ける相談体制や支援内容の周知を徹底していきます。

また、「性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」は、妊娠や出産について、自らの意思で選択・決定するものであり、女性の生涯にわたる心身の健康と密接に関わるものです。男女を問わず、お互いに理解し合い、人権を尊重しながら身体的・精神的・社会的な健康を維持することができるよう推進していきます。

#### 1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】

##### ○DV被害経験、加害経験の最も多い攻撃は、心理的攻撃である

暴力行為を受けた経験については女性が高くなり、暴力行為をした経験については男性が高くなる傾向が見られました。一番多いDV被害経験、加害経験は、ともに心理的攻撃となっています。（問31）

##### ○被害を受けた際の相談先は主に身近な人で、公的機関の利用は少なく認知度も低い

被害を受けた際の相談先の多数は、周りにいる友人・知人や親族であり、区の窓口や法務局の人権相談窓口、東京都女性相談センター等の公的な相談機関の利用は少ない状況です。（問31-1）

公的機関の認知度についても、知らない層は2割半ばとなり、警察以外の相談機関の認知度も低いことから、一層の周知が必要です。（問30）

##### ○DV被害を受けた人が相談しやすい環境の整備・強化が重要

DV被害を受けた際、「相談したかったが、できなかった」、「相談しようとは思わなかった」と答える層が全体の約6割を占めることから、どのような行為が暴力に当たるのかといったDVについての周知、啓発活動を進めるとともに、相談をしやすい



環境の整備・強化が重要となっています。(問31-1)

○DV相談窓口に配慮してほしいことは、匿名性と時間の柔軟性

DV相談窓口に配慮してほしいことは、「匿名で相談ができる」、「24時間相談ができる」ことが高くなっており、秘密厳守で緊急時にも対応できる相談窓口の整備が求められています。(問32)

○暴力防止及び被害者支援のための対策は、意識啓発と避難所の充実が必要である

暴力防止及び被害者支援のための対策については、「家庭内であれ、暴力は犯罪であるという意識の啓発」、「性別にかかわらず、いざという時に被害者が駆け込める緊急避難所（シェルター）の整備」を充実すべきだという回答が多くなっており、DVに関する啓発活動を進めるとともに、DV被害者への支援体制の一層の強化が必要です。(問33)

DVとドメスティック・バイオレンスの表記の統一

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

### (1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発

配偶者等からの暴力の防止と根絶に向けては、加害者も被害者も生まれることのないよう、暴力がいかなる場合においても許されない行為であり、人権侵害であることを若年層含め幅広く周知・啓発していきます。また、区職員・教職員等の意識を高めるとともに、担当職員の研修等により、早期の対応や専門的な支援につなげるための人材育成を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
68	ドメスティック・バイオレンス防止に向けた意識啓発の推進	ドメスティック・バイオレンスに関する認識を深めるための情報収集と提供に努めるとともに、根絶に向け区報、啓発誌等を通じてあらゆる世代に意識啓発をする。また、交際相手等からの暴力防止に向けて、若年層への啓発を図る。	総務課／教育指導課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
70	区職員・教職員等への周知・研修	区職員や教職員の、ドメスティック・バイオレンス（デートDV、同性間DVを含む。）に関する認識を深めるとともに、専門的な研修の受講等により婦人相談員等関係職員のスキルアップを図る。また、乳幼児や学齢期の子育て環境における事象対応について見識を深める。	総務課／職員課／生活福祉課／幼児保育課／教育指導課
86	暴力の根絶を訴える事業の実施	区内関係機関と連携し、女性への暴力撤廃国際デーに寄せて暴力の根絶を訴える事業を実施する。	総務課
87	女性の人権ホットライン、女性に対する暴力を無くす運動の周知	女性をめぐる様々な人権問題の解消を図るための人権相談や強化週間の実施による周知啓発をする。	総務課

## （２）【新規】早期発見と相談体制の充実

配偶者暴力相談支援センターや関係課との連携、相談体制の充実を図ることによって、相談につながりやすい環境づくりを行い、被害の潜在化の防止や早期発見を目指します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
69	配偶者等からの暴力の防止関係機関等の連携	ドメスティック・バイオレンス被害者の要望に迅速かつ的確に対応するために、関係機関連絡会を開催し、連携を深める。（ストーカー規制法なども対応する。）	総務課／生活福祉課
71	ドメスティック・バイオレンス被害者への支援策の周知	区報やDVカード等により、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談窓口及び支援策等を周知・徹底する。	総務課
72	配偶者等からの暴力に関する相談事業の強化	配偶者等からの暴力に関する相談窓口としての相談体制を強化する。	生活福祉課
73	相談事業の連携	配偶者等からの暴力に関し、複雑・多様化する被害への対応を適切に行うため、生活福祉課、子ども家庭支援センターや男女平等センター等が連携し、相談体制の充実を図る。	総務課／生活福祉課／子ども家庭支援センター／教育センター
78	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	配偶者暴力防止法で努力義務とされた、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を図る。	総務課／生活福祉課

### (3) 被害者の保護から自立・生活再建までを支援する体制の整備

被害者が暴力から逃れ、新しい生活を始めることができるよう、安全を確保をした上で、就業、住居の確保など自立・生活再建をするための必要な支援を進めていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
74	被害者への支援	被害者に対し、加害者からの安全の確保並びに今後の自立に向けた生活に必要な制度及び具体的な支援策の情報提供を行う。	生活福祉課
75	母子・女性緊急一時保護事業の実施	夫の暴力からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子又は女性を、一時的に母子生活支援施設等に入所させて、必要な保護と相談、援助等を行い、その自立への措置を講ずるまでの応急的な対応を図る。	生活福祉課
再掲 76	被害を受けた子どもへのケアの充実	関係機関と連携して、DV 被害者の子どもを含め、被害を受けた子どもの心身のケアを図る。	生活福祉課／ 幼児保育課／ 子ども家庭支援センター／ 教育指導課
77	被害者の自立支援	暴力に関する理解を深め、日常生活、就業、住居等における二次被害の防止に配慮しながら、関係機関と連携して、被害者の自立を支援する。	生活福祉課
79	犯罪被害者支援ネットワークとの連携	性犯罪や配偶者等暴力等の犯罪被害相談が増加傾向にあるため、各警察、都及び犯罪被害者支援ネットワーク等と連携し、犯罪被害者への適切な支援を図る。	総務課

### (4) 【新規】児童等への虐待の防止と支援

児童等への虐待については、配偶者等からの暴力がその子どもにも悪影響を及ぼすことを踏まえ、DV防止策と合わせて関係機関と連携しながら、総合的な支援体制を構築します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
76	被害を受けた子どもへのケアの充実	関係機関と連携して、DV 被害者の子どもを含め、被害を受けた子どもの心身のケアを図る。	生活福祉課／ 幼児保育課／ 子ども家庭支援センター／ 教育指導課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
82	児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。	子ども家庭支援センター
83	乳幼児家庭支援保健事業	乳幼児健診やこんにちは赤ちゃん訪問事業等の活用により、子育ての困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行う。	子ども家庭支援センター／保健サービスセンター

## 2 あらゆる暴力の根絶

### ○ハラスメントの多くは職場であり、意識啓発と相談体制の充実が必要である

ハラスメントの多くは、職場で発生していることが分かりました。職場におけるハラスメント防止策の推進等、更なる対応が必要です。(問24)

ハラスメントを受けた際、女性は、「相談しても無駄だと思った」、「我慢すればこのままなんとかやっていけると思った」等、被害を受けても抱え込む傾向にあり、男性は、「相談することで不利益な扱いをされると思った」、「相談できる人がいなかった」等、相談したくてもできない状況下に置かれている傾向にあることから、職場環境の改善のための取組を進め、気軽に相談ができる相談体制の充実や、その周知・啓発を充実させていくことが必要です。(問24-3)

### ○女性と男性のイメージに偏りのある表現は、依然としてメディアから発信されている

メディアにおける性や暴力表現に対する意識は、上位1位の項目が前回調査と同じで、「子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない」となっています。

「女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている」は、前回調査の約2割(上位5位)から今回調査の3割強(上位2位)と高くなっている一方で、「性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現がみられる」は、前回調査の約3割(上位2位)から今回調査の約2割(上位4位)と低くなっています。

性的な暴力等につながる表現は抑えられつつありますが、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されていることがうかがえます。(問27)

### ○女性が性や妊娠・出産に関して自分で決める上で必要なことは、情報と相談体制

女性が性や妊娠・出産に関して自分で決める上で必要なことは、「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」(5割弱)が最も高く、次いで「子どもの成長と発達に応じた性の多様性を含めた性教育」(4割半ば)となっています。

男女別にみると、「子どもの成長と発達に応じた性の多様性を含めた性教育」は、女性(5割強)の方が男性(約4割)よりも11.2ポイント高くなっています。(問23)

### (1) 【新規】子ども・若年層に対する暴力の根絶に向けた対応

子どもに対する暴力については、身近な者からの被害は特に潜在化・深刻化しやすく、成長過程における心身に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。子どもたちが悩みや相談を訴えることができる環境づくりを行うとともに、適切な対応を図ることができるよう、教育機関を含め関係各課等の支援体制を整備していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
新規	子どもへの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関との連携	学校等において、子どもへの性被害等の暴力に係る相談等を受けた場合には、適切な部署や機関へつなぎ、連携を図って対応します。	子ども家庭支援センター／教育指導課／教育センター
新規	若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓発の推進	デートDVについて、若い世代を中心に広く区報や講座等で周知啓発する。	総務課／教育指導課
新規	子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進	子ども・若年層に対し、性暴力防止に向けた意識啓発を行う。	総務課／教育指導課
再掲 80	セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進	働く場だけでなく、学校・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等についても認識を深め、防止に向け意識啓発をする。	総務課／経済課／教育指導課／教育センター

## (2) 様々なハラスメントや暴力の防止・対応

日常生活の中で、誰もが遭遇する可能性のある人権侵害に対して、人権尊重の視点に立って啓発するとともに、対応策や防止策については、他機関と連携して整備します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
80	セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進	働く場だけでなく、学校・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等についても認識を深め、防止に向け意識啓発をする。	総務課／経済課／教育指導課／教育センター
81	ストーカー防止に関する意識啓発の推進	ストーカー防止に関する認識を深めるため、意識啓発を行うとともに、庁内・警察等関連機関との連携を図る。	総務課／生活福祉課
再掲 79	犯罪被害者支援ネットワークとの連携	性犯罪や配偶者等暴力等の犯罪被害相談が増加傾向にあるため、各警察、都及び犯罪被害者支援ネットワーク等と連携し、犯罪被害者への適切な支援を図る。	総務課

### (3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応

女性を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現は、男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです。その観点から、関係機関・団体等と連携して、児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境を無くすための広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
84	青少年を取り巻く有害環境の排除	東京都条例に基づく、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類・ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を、区内の各店舗に対して要請する。また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。	児童青少年課
85	消費者啓発・教育の推進と契約等に係る相談への対応	情報誌や研修会の中で情報提供を行うとともに、当初に意図していない契約の相談には、適切な窓口を案内するなど、迅速に対応する。	経済課
再掲 9	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発誌の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課
再掲 15	メディア・リテラシーの育成	学校教育や生涯学習の場を通じて、人権尊重や男女平等の視点に立ち、情報を主体的に読み解き、自ら発信する力を育成する講座等を実施する。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など、情報モラルの啓発を行う。	総務課／教育指導課

### 3 生涯を通じた健康支援

#### ○健康診断を受診していないのは、男性よりも女性が多い

最近1年間における健康診断の受診状況は、「加入健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合等）の健康診断で受けた」が6割半ばと最も高くなっています。男女別にみると、「受けなかった」と回答した人の割合は、女性（2割強）の方が男性（1割半ば）よりも高くなっています。

受けなかった理由を男女別にみると、「仕事で忙しいから」は男性（3割強）の方が女性（1割半ば）よりも17.0ポイント、「受ける機会がないから」は男性（3割強）の方が女性（約2割）よりも11.1ポイントそれぞれ高くなっています。（問22、問22-1）

#### （1）性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発

女性は、年代に応じて心身の状況が大きく変化する特性があり、特に妊娠・出産は女性の健康にとっての大きな節目であること、その身体的影響を男女ともに十分に理解していくことが重要です。

女性が自らの健康に関して適切な情報を得ながら、性感染症予防等の健康管理をはじめ、自らの意思に基づいて妊娠・出産を決定し、安心して子どもを産み育てることができるように、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。

#### 男性の健康についての記述も記載予定

また、子どもを望む家庭の経済的負担を軽減するため、治療費の助成や周囲への理解促進を図っていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
88	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発の促進	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発や、保健医療の視点での妊娠や出産、思春期の身体や健康についての普及・啓発を行う。（ハッピーベイビープロジェクト）	総務課／健康推進課
89	妊娠・産じょく期の支援	妊娠・出産などの機能を持つ観点から、母体保護を徹底するため、保健指導、妊婦健康診査、ネウボラ面接などの様々な機会を活用し、啓発と健康管理を行うとともに、宿泊型ショートステイなど産後ケア事業を実施する。	健康推進課／保健サービスセンター



事業番号	事業名	事業概要	所管課
90	エイズ・性感染症対策の推進	エイズ・性感染症検査及び相談等を実施する。また、年2回感染症予防対策としてエイズ展を開催し、広く区民に対して、HIV感染とAIDSについての正しい知識と理解を促す。	予防対策課／保健サービスセンター
91	不妊治療の支援	子どもを望む家庭の経済的負担軽減のため、不妊治療費の助成等を行う。	健康推進課

## (2) 保健指導・健康診査の充実

生涯にわたって女性も男性も健康に暮らすことができるように、保健指導や健康診査等を通じた健康支援を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
92	健康増進に関する保健指導及び啓発活動の充実	性差やライフステージに対応した健康保持・増進のため、健康講座等を開催する。	保健サービスセンター
93	健康診査の実施	ライフステージに応じた健康診査を実施する。また、早期発見・早期治療を推進するために、各種がん検診を実施する。	健康推進課／保健サービスセンター

## 4 人権の尊重と自立への支援

○人権に関する問題は、インターネット上でのモラルやマナーと児童虐待が大きい

日本の社会における人権及び人権に関する問題については、「インターネット上での誹謗中傷の書き込み等の対策」、「児童虐待（身体的虐待・性的虐待・養育放棄や怠慢・心理的虐待）に関する防止策」がなされていないという回答が多くなっています。

インターネットが広く普及する中で、利用者のモラルやマナーの改善・周知が求められています。また、児童虐待については、被害を受けた子どもへの支援体制をより強化するとともに、児童虐待の防止策にも一層力を入れていく必要があります。（問26）

### （1）啓発・相談機能の充実

あらゆる差別や偏見を無くすため、人権を尊重するための啓発を進めます。

少子高齢化や急速な社会情勢の変化の中、人々のライフスタイルも多様化しています。様々な悩みや諸問題を解決し、相談者を支援するため、各種相談業務と連携を取りながら、相談機能を充実します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
94	人権を尊重する意識の啓発	人権に関する認識を深めるための情報収集及び提供に努めるとともに、人権週間を中心に啓発活動を行う。	広報課／総務課
95	各種相談業務の充実	相談者の抱える問題を解決するために、各種相談業務の充実及び連携を図る。	関係課
96	子どもの最善の利益を守る法律専門相談	18歳未満の子どもとその養育者を対象として、養育等（離婚や養育費、子どもとの面会交流を含む。）子どもの利益を守るための法律的な相談に対して、専門の弁護士がアドバイスを行う。	子ども家庭支援センター
97	相談担当者への啓発及び研修の実施	相談担当者や相談員が男女平等参画の視点に配慮した対応に応じることができるよう啓発するとともに、スキルアップを図るため研修を行う。	関係課
再掲 41	男女平等センターにおける相談事業の充実	パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、専門のカウンセラーによる相談を行う。	総務課

## (2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備

ひとり親へのセーフティネットの機能として、子どもの貧困へのケアや、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困の連鎖を断ち切るための取組が重要です。また、長期的な展望に立って働けるようにすることも必要不可欠です。

さらに、LGBTQ等当事者や、障害があること、外国人であることなど、複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

このため、男女平等参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている方々が安心して暮らせる環境整備を進める必要があります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
98	母子及び父子福祉資金の貸付の実施	母子及び父子世帯の経済的自立を図り、安定した生活を送るため、目的に応じた資金の貸付けを実施する。	生活福祉課
99	母子生活支援施設の利用の確保	現在の施設利用に係る協定世帯数を確保しつつ、需要等の状況を見極めながら、広域利用による契約世帯の開拓を行う。	生活福祉課
100	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、ベビーシッターの派遣、移転費用等助成、文京すまいるプロジェクト（ひとり親世帯の入居を拒まない住宅の確保・あっせん）等、各種支援を実施する。	福祉政策課／子育て支援課
101	母子家庭及び父子家庭自立支援事業の実施	児童扶養手当受給の同様の所得水準にある母子家庭及び父子家庭の親で、資格・技能を習得し、自立の促進を図るために、母子家庭及び父子家庭の就業支援施策の一環として給付金を支給する。	生活福祉課
再掲 102	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。	総務課
103	子どもの貧困対策	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を推進する。	子育て支援課
再掲 95	各種相談業務の充実	相談者の抱える問題を解決するために、各種相談業務の充実及び連携を図る。	関係課

## IV 推進体制の整備

文京区男女平等参画推進条例では、区と区民、事業者が主体的に、協働して男女平等社会の実現に向けて取り組むことが義務付けられています。

区は、国や都、大学、企業、民間団体等と連携し、計画の推進を図るとともに、区職員の意識啓発を進めていきます。

### 1 庁内等推進体制の整備・充実

#### ○女子差別撤廃条約の認知度が向上している

文京区男女平等参画推進条例の認知度は、今回調査と前回調査でほぼ変わらず、3割強となっています。(問7・ソ)

女子差別撤廃条約の認知度は、今回調査(61.2%)の方が前回調査(49.9%)よりも11.3ポイント高くなっています。(問7・セ)

#### (1) 文京区男女平等参画推進条例の推進

男女平等参画を推進していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割の意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を課題として、政策を展開していくために、条例について更なる周知に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
109	文京区男女平等参画推進条例の周知	文京区男女平等参画推進条例について、あらゆる機会を捉え周知を行う。	総務課

#### (2) 計画の推進と評価体制の確立

全庁をあげて総合的に男女平等参画を推進し、計画事業について男女平等参画の視点から推進状況評価を行います。また、本計画を更に推進するために、評価方法を充実します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
110	男女平等参画推進会議の運営	男女平等参画推進のため、学識経験者及び区民が提言し、計画の推進を評価する男女平等参画推進会議を運営する。	総務課
111	男女平等参画推進委員会の運営	全庁的な組織である男女平等参画推進委員会の運営を通して、男女平等参画を総合的に推進する。	総務課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
112	男女平等推進委員連絡会の運営	職層・職域を問わず各課1人以上の推進委員を配し、男女平等参画推進条例に基づく実務的な推進を図る。	総務課／全課
113	計画評価と重点項目の指定	男女平等参画を全庁的に推進するため、各所管課の事業について、推進状況を把握する評価方法を検討するとともに、重点項目を指定し、計画の推進を図る。	総務課
再掲 18	男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成	文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深め、計画の推進に向け推進していく、男女平等参画推進計画推進状況評価報告書を作成する。	総務課

### (3) 区職員への意識啓発及び人材育成

区職員への啓発を行い、ジェンダーに敏感な意識の浸透を図ります。

また、男女の均等待遇はもちろんのこと、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメントの防止に向けた対応や育児・介護休業についても、一事業主として区内の企業や団体等のモデルになるよう取り組みます。女性職員の管理職への積極的な登用を図るため、出産・子育てをしながらキャリアを形成していくイメージ・意欲を持てるよう、ロールモデルとなる人材の育成とその紹介を進めるとともに、性別にかかわらず、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、職場の働き方の改革、職員の勤務状況の改善、休暇の取得促進などの具体的な取組を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
115	区職員に対する意識啓発の推進	区職員に対し、男女平等意識、性的指向や性自認の啓発やハラスメント防止のための研修を実施するとともに、男女平等参画に関する講座等への参加を働きかける。区職員が各自の担当している職務に、男女平等参画の視点を取り入れて施策を展開できるよう啓発する。	総務課／職員課
116	職務分担における固定的性別役割分担の是正	性別にとらわれず、それぞれの能力を発揮できる職務の分担を行う。	全課
117	印刷物におけるイラスト等への男女平等参画の視点の盛り込み	区で発行する新聞、冊子、ポスター、チラシ等のイラスト、写真、キャッチフレーズは、性別に関する差別・偏見がないように掲載する。	全課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
118	区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発	男女が対等に取得できる育児・介護休業制度を普及し、啓発する。また、男性職員の育児休業の取得率の低さから、育児休業等を取得することができる男性職員に対しては、所属長から取得について勧奨を行うほか、職場の職員もサポートを積極的に行うものとする。	職員課
119	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント防止策の充実	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント相談員の資質を向上し、相談機能を充実するとともに、ハラスメント防止に向けた啓発を実施する。 なお、区の取組が区内企業等のモデルとなるよう努める。	職員課
120	女性職員の管理職等への登用推進	職場における女性管理職など指導的立場の職員を増やすとともに、リーダー養成研修や自らのキャリアプランを作成する機会を設ける。	職員課

#### （４）苦情申立制度の運用

区が関与する男女平等参画に関する施策に関しての苦情について、文京区男女平等参画推進会議において、関係機関や救済機関を紹介するとともに、申立てに対する意見聴取や一定の見解を表明します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
121	苦情申立制度の運用	区が関与する男女平等参画の推進に関する施策に係る苦情申立てについて、文京区男女平等参画推進会議で調査し、審議する。	総務課

## 2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携

### （１）国際社会の取組との連携

国際的な潮流を踏まえ、関連の深い条約や国際規準について、幅広く区民の理解を深めるための情報提供や取組等を積極的に行うとともに、国際機関との連携に努め、諸外国の取組を通じて理解促進を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
122	UN Women との連携	UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関) 日本事務所と連携して、ジェンダー平等推進に向けて取り組む。	総務課
123	国際機関との連携協力	国連機関や NGO、大使館等との連携に努め、ジェンダーの視点を通じ国際理解の促進を図る。	総務課 / アカデミー推進課

## (2) 国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)、女性のエンパワメント原則 (WEPs) の周知・推進

平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ等の新たな国際的な潮流を踏まえ、国際社会の一員として開発協力を推進するため、地域レベルでの取組による国際貢献に努めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
124	国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs) の周知	SDGs では持続可能な開発のための 17 項目を示している。このうち第 5 項目はジェンダー平等であり、持続可能な開発の視点でのジェンダー平等を周知していく。	企画課 / 総務課
125	文京区女性のエンパワメント原則 (WEPs) 推進事業所の登録	UN Women と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	総務課 / 経済課

## (3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化

法や制度の整備、政策の充実などを国や都へ要望します。あわせて、国・都等公共機関との共催事業等を通して、法や制度の周知・徹底を図ります。

また、大学・企業・民間団体との連携を深め、男女平等参画に資する取組の協働体制を確立するとともに、科学技術・学術における男女平等参画の推進、国際的な協調及び貢献への周知を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
126	国・都・他自治体との連携	国や東京都、他自治体の動向や情報の収集に努め、国・都への要望をはじめ連携強化を図る。	総務課
127	公共機関との連携の強化	国・都等の公共機関とセミナーの共催等を通して、法や制度の周知・徹底を図る。	総務課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
128	大学・企業・民間団体との連携の強化	男女平等参画に資する取組をしている大学・企業・民間団体との連携と協力を強化する。	アカデミー推進課
再掲 4	女子生徒・学生のSTEM教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジへの協力や、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	総務課／教育指導課／教育センター
再掲 86	暴力の根絶を訴える事業の実施	区内関係機関と連携し、女性への暴力撤廃国際デーによる暴力の根絶を訴える事業を実施する。	総務課
再掲 104	災害時における妊産婦・乳児救護所の開設	地域防災計画において、災害時に妊産婦や乳児が避難する専用の妊産婦・乳児救護所の設置を行う。	防災課
再掲 125	文京区女性のエンパワメント原則（WEPs）推進事業所の登録	UN Women と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	総務課／経済課